

# JFA 仲介人宣誓書

公益財団法人 日本サッカー協会 御中

氏名:..... 国籍:.....  
(生年月日:.....年.....月.....日.)

住所:.....  
.....

電話:..... FAX:.....

メールアドレス:.....@.....

私は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という)の仲介人に関する規則(以下「仲介人規則」という)に基づき、仲介人として登録するに際し、下記のとおり宣誓し、これを厳守します。

1. 私は、仲介人として活動するにあたり、日本国及び各国の法令並びに JFA、Jリーグ、各国協会、大陸連盟及び FIFA の規約及び諸規則を遵守します。
2. 私は、私の仲介人としての活動は、日本国及び各国の法令並びに JFA、Jリーグ、各国協会、大陸連盟及び FIFA の規約及び諸規則の拘束を受けることに同意します。
3. 私は、選手又はクラブと仲介人契約を締結するに先立ち、仲介人規則に定められた手続きに従い、JFA に仲介人として登録します。また、私が法人(その他団体を含む)の業務として仲介人の活動を行う場合(雇用関係、業務委託関係を問わない)、私の仲介人としての登録と同時に、私が所属する法人を JFA に登録します。
4. 私は、仲介人として登録された後でなければ、取引(選手契約又は移籍合意)に一切関与しません。
5. 私は、依頼人のために法律行為を代理する権限を有さず、私の行為が本人に帰属しないことを理解し、確認します。

6. 私は、仲介人としての私の活動が、仲介人規則に定める範囲の取引(選手契約又は移籍合意)に関する通常の交渉に限定されることを理解しており、通常の交渉を超える範囲の行為を行いません。
7. 私は、依頼人のための契約交渉が事件性を有する場合又は事件性を有することが予見される場合は、交渉に関与せず、又は、直ちに交渉を中止します。
8. 私は、現在、FIFA、大陸連盟、JFA、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟(外国における同様の組織を含む)の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位に就いておらず、かつ、私が仲介人として登録されている間は、これらの職務若しくは地位に就くことをしません。
9. 私は、以下のいずれにも該当しません。
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
  - (2) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
  - (3) 刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (5) 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (7) 米国財務省外国資産管理局(OFAC)SDN リスト、国連統合リスト及びその他政府機関等の制裁リストに掲載がある者
  - (8) 前各号のほか、選手又はクラブのために交渉する者として相応しくないと協会が認めた者
10. 私は、将来において、前項各号のいずれかに該当した場合、速やかに日本サッカー協会に申し出ます。
11. 私及び私が所属する法人は、クラブ、Jリーグ、本協会、各国協会、大陸連盟又は FIFA との間に、直接間接を問わず、利益相反につながるおそれのある契約を締結しておらず、また、今後締結しません。私及び私が所属する法人は、選手及びクラブに対し、Jリーグ、本協会、各国協会、大陸連盟又は FIFA との間に何らかの契約関係が存在することを直接又は間接を問わず示唆しません。
12. 私及び私が所属する法人は、クラブ又は選手から、移籍補償金、トレーニング費用、トレーニングコンペンセーション及び FIFA の規則に定めるトレーニング補償金(Training Compensation)並

びに連帯貢献金(Solidarity Contribution)等の選手の移籍に伴い生じる各種補償金を一切受け取りません。

13. 私は、16 歳未満の選手と仲介人契約を締結しません。将来において契約を締結する意図を持って 16 歳未満の選手と接触することもしません。
14. 私は、依頼人である選手が 18 歳未満である場合、いかなる者からも一切の支払いを受け取らず、また、これを求めることもしません
15. 私は、サッカーの試合に関連する賭博、ギャンブル、富くじ及びそれに類するイベントや取引に直接間接を問わず参加せず、関与しません。私は、このようなイベント又は取引を広告宣伝、仲介、手配又は実施する会社又は組織との間に、積極的又は受動的を問わず、一切の利害関係を持ちません。
16. 私は、クラブ又は選手から受けた支払いについて、その性質の如何にかかわらず、その全ての詳細を日本サッカー協会に開示します。
17. 私及び私が所属する法人は、JFA、Jリーグ、各国協会、大陸連盟及び FIFA に対して、私の仲介人としての活動に関するあらゆる契約書、合意書、その他関連文書及び記録を開示します。また、私及び私が所属する法人は、JFA 等の要請に応じ、取引において私及び私が所属する法人と協働し又は私及び私が所属する法人を援助した第三者から、これらの関連文書入手し、JFA 等に提出します。
18. 私は、JFA が、仲介人規則に従い、私の仲介人としての活動に関するデータを保持し、処理し、これらを一般に公開することに同意します。
19. 私は、JFA が、私に科した懲罰処分の詳細を公表し、FIFA に通知することに同意します。
20. 私は、本宣誓書を含む私に関するあらゆる文書が JFA 内のあらゆる関係者に開示されることを認め、これに同意します。
21. 私は、JFA が私の仲介人登録にかかる審査を行うことに同意します。私は、審査の結果、JFA が私の仲介人登録を拒絶又は抹消した場合も、これを全面的に受け入れ、JFA がその理由を述べないことに同意し、JFA に対し、その理由を開示するよう請求しません。
22. 私は、選手又はクラブと締結する仲介人契約の契約期間が最長で 2 年間であること、及び、仲介人契約において契約期間が自動的に更新又は延長される条項を定めることはできないことを理解しており、契約期間が 2 年を超える仲介人契約を締結せず、かつ、契約期間が自動的に更新又は延長される条項が定められた仲介人契約を締結しません。

23. 私は、選手又はクラブとの間に締結した仲介人契約を契約期間の満了前に解除した場合には、速やかに JFA に報告します。
24. 私に対する仲介人の活動の報酬は、依頼人(クラブ又は選手)から私に対して直接に支払われなければならないことを認め、この支払を依頼人以外の者の何人にも求めず、かつ、これを受け取りません。
25. 私は、選手又はクラブの事前の承諾がある場合であっても、同一の取引について、取引の相手方の仲介人となることはできないことを理解しており、これを行いません。
26. 私は、選手又はクラブの事前の許諾がある場合であっても、私と同一の法人に属する他の者が仲介人として関わる取引について、取引の相手方の仲介人となることはできないことを理解しており、これを行いません。
27. 私及び私が所属する法人は、直接間接を問わず、クラブの権益(株主権を含むがこれに限られない。)の全部又は一部を保有しません。
28. 私及び私が所属する法人は、直接間接を問わず、取引(選手契約又は移籍合意)に関して、依頼人以外の選手若しくはクラブ、クラブ役職員又は監督に対して、何らかの権益、経済的利益、サービス又は優遇的取扱いを与えず、かつ、そのような申し出を行いません。
29. 私及び私が所属する法人は、直接間接を問わず、選手の登録又は移籍に関する権利及び選手の経済的権利(選手の将来の移籍によって発生する移籍補償金に関する権利及び選手の肖像の利用に関する権利を含むがこれに限られない。)を一切保有しません。
30. 私は、常に誠実に契約交渉を行います。交渉において、相手方に虚偽又は誤解若しくは誤導させる事実を告げません。
31. 私は、私と仲介人契約することを選手契約の締結又は移籍合意の条件とすることをせず、かつ、これを選手又はクラブに求めません。
32. 私は、選手契約を期間満了前に解除させる又は選手契約に規定された義務に違反させる目的をもって、選手に接触しません。仮に、私が、選手による正当事由のない義務違反に関与した場合、私が、当該義務違反を惹起させたものと推定されることに同意します。
33. 私は、仲介人契約が期間満了前に解除された場合であっても、依頼人(選手又はクラブ)に対して、不合理な損害賠償金を請求しません。

34. 私は、自ら又は第三者を利用して以下の行為を行いません。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
35. 私は、私又は私が所属する法人が、クラブ(日本又は外国の全てのカテゴリーの代表チームを含む。)の監督、コーチ又は役職員(以下、「監督等」という。)と代理契約、マネージメント契約又はその他の契約を締結し、又は既に締結している場合、速やかに、当該契約関係を JFA に報告し、その詳細を開示します。
36. 私は、私又は私が所属する法人が、クラブの監督等と何らかの契約を締結している場合、私が選手のためにする同クラブとの契約交渉において、当該契約の存在を理由に不当な影響力を行使せず、又は、選手に対し当該契約の存在を理由に私との仲介人契約の締結を誘引しません。
37. 私は、無期限に JFA の管轄に服することに同意します。
38. 私は、本書の内容に偽りがないことを確認し、宣誓します。本書の内容に偽りがあった場合、又は、本書にて宣言したことに違反した場合には、JFA より懲罰が科されることに同意します。
39. 関連する可能性のある意見・情報：

.....

私は本宣誓書を、誠意をもって作成し、本宣誓書の内容が真実であることを宣言するとともに、JFA が本宣誓書に記載された情報を検証するために必要な調査を行う権利を有することに同意します。また、本宣誓書の提出後、上述の情報に何らかの変更があった場合、JFA に直ちに通知します。

場所と日付: .....

氏名: .....

署名: .....